

国立大学法人島根大学経営協議会（第45回）＜議事要録＞

日 時 平成23年9月22日（木）14:00～15:55
場 所 本部5階大会議室
出席者 山本学長，宅和理事，三宅理事，柴田理事，両角理事，江口理事
有澤委員，大谷委員，梶田委員，中村委員，松浦委員，間宮委員
〔陪席：山崎監事，足立副学長，家島キャリアセンター講師，三保キャリアセン
ター助教（家島講師及び三保助教は議題2のみ陪席）〕

議 題 1. 島根大学における学生等の授業料その他の費用に関する規則の一部改正について

- 本学と交流協定を締結している大学からの交換留学生が，本学の指示により受入開始日前に渡日した場合の国際交流会館寄宿料の取扱いについて，例外的に当該月の寄宿料を徴収しないとするに伴う，島根大学における学生等の授業料その他の費用に関する規則の一部改正について，事務から資料により説明があり，審議の結果承認された。

報告事項 1. 広島オフィスの開設について

- 入学志願者の確保や就職先の開拓等を目的に，本年10月に広島市内に設置を予定している島根大学広島オフィスについて，学長から資料により報告があった。

報告事項 2. 地域医療支援センターの設置について

- 医師の地域偏在の解消を目的として，島根県が国の補助を受け，本年8月に本学医学部内に設置した地域医療支援センターについて，事務から資料により報告があった。

報告事項 3. 寄附講座の設置計画の変更について

- 本年6月23日開催の経営協議会において報告した本学医学部に設置する大田市からの寄附による寄附講座の設置計画の変更について，事務から資料により報告があった。

議 題 2. 島根大学におけるキャリア教育について ～ 就業力育成特別教育プログラムを中心に ～

- 学長から，本議題の趣旨説明が行われた後，三宅理事から本学におけるキャリア教育の背景等これまでの全体的な流れについて説明があり，引き続き家島キャリアセンター講師から就業力育成特別教育プログラムを中心に本学の具体的な取組みについて説明があった。
- 委員から，現代は離職・転職が避けられない状況にあり，必ずしも直線的なキャリアだけでなく，挫折や逆境を前提としたキャリアの展望を示し，打たれ強く，挫折に強い人材を育成できるようプログラムに工夫をお願いしたいこと，また，これからは，社会の中で生き方と個としての生き方の両面での「生きる力」を付けることが大切であり，特に，高齢となり社会との繋がりが希薄となってからの生き方を大学におけるキャリア教育の中でも考えさせる必要があるとの意見があった。
- 委員から，企業が求める就業力は，考え方や価値観，勤労観であるが，これらは入社してから教えることができないため，大学におけるキャリア教育の中で，入学時から自分を見極め，職業観や勤労観を培い，その中で自身の考え方や価値観を形成できるような流れを作りたいとの意見があった。
- 委員から，最近の新規採用者は，うつ病になったり，休職するケースが多々あるが，その原因を大学で究明し，そうならないためのキャリア教育を行って欲しいとの意見があった。また，別の委員からも，就職後にうまくいかないケースだけでなく，うまくいって

るケースも含め分析を行い、その原因究明を大学の研究として行ってはどうかとの意見があった。

- 委員から、企業側が採用のポイントとするその人の潜在能力や社会性を育成する上で、正課外での活動をキャリア教育に取り込んでいる点は評価できるが、プログラムとしてしまうと義務感が生じてしまうため、もっと学生に自由度を持たせたら良いのではないかとの意見があった。
- 委員から、最近の採用試験は人物本位となっていることを前提に、意欲的で魅力のある学生を育て、自分自身の魅力をきちんとアピールできるよう教育して欲しいとの意見があった。
- 委員から、グローバル人材育成コースに関し、日本でいくら外国語を学んでもリアリティに欠けること、また、留学には学生をハングリーな状況に置くことで逞しさを涵養する効果も期待できるので、このコースでは1ヶ月の海外体験を義務付けることが必要であるとの意見があった。
- 学長から、欠席委員からの意見として、これからの時代は、英語力が極めて重要な要素となるため、グローバル人材育成コースだけでなく、キャリアデザイン力育成コース及び地域貢献人材育成コースにおいても、外国語運用力をカリキュラムに取り入れることが学生にとってプラスになること、また、学生が将来の進路を考えたり、モチベーションを高める上で、様々な業界で働いている卒業生の生の声を聴くことが大変重要な機会となるため、プログラムの中でそうした機会を多く取り入れて欲しいとの要望があった旨紹介があった。

報告事項4. その他

- 学長から、例年この時期開催の経営協議会において報告している次年度概算要求の文部科学省原案について、今年度は各省庁からの概算要求期限が9月末日となっているため、次回の経営協議会において報告する旨説明があった。
- 学長から、近日中に行われる教員の懲戒処分について報告があった。